

定 款

一般社団法人 女性と子の未来

平成 29 年 5 月 28 日作成

平成 29 年 5 月 29 日公証人認証

平成 29 年 5 月 日法人成立

一般社団法人 女性と子の未来

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 女性と子の未来と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県花巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、次の活動を通して、セーフティネットの網から漏れ、自己の生きがいや自己成長の機会が奪われ、“夢と希望が持てないでいる女性たち”の Well-Being を回復し、それぞれの抱く目標に、自ら持っている本来の素晴らしい力が発揮し続けることができるよう支援する。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第4条 当法人は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 寄り添い型の女性相談を行う。
- (2) 3歳未満児の小規模保育事業と一時預かり保育を行う。
- (3) 女性たちの交流（サロン）の場を提供する。
- (4) 自律・自立を目指した各種講座の企画・運営を行う。
- (5) 女性と子らが地域で安定した暮らしが営める支援を行う。
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体等と、必要に応じて連携を行う。
- (7) その他、前各号に掲げる事業に付帯または、関連する事業を行う。

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員

(種別・構成員)

第6条 当法人の社員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

2 社員となるには、当法人書式の所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失するものとする。

(1) 退会届を提出した時。

(2) 継続して1年以上会費を滞納した時。

(3) 死亡し、または失踪宣告を受けた時。

第4章 社員

総会

(種別)

第8条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は決算から3か月以内に開始し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2. 総会は次の事項について決議する。

(1) 理事の選任・解任

- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 予算・決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他、社員総会で決議するものとしての法令または、定款で定められた事項

第6章 理事及び理事会

(員数)

第9条 当法人の理事は3名以上7名以下とする。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の提示社員総会の終結時までとする。本人から特段の申し出がない限り。理事は継続出来るものとする。

2 任期満了前に退任し理事の補欠として、または、増員によって選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事会の設置)

第11条 当法人は理事会を置く。

(代表理事及び副代表理事)

第12条 理事会はその決議により、理事の中から代表理事1名及び副代表理事2名以内を定める。

(理事会の招集権者及び議長)

第13条 理事会は代表理事が招集し、議長となる。

2 代表理事に事故ある時は、他の理事が議長となる。

(報告等の省略)

第14条 理事または監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時（監事はその提案について異議を述べた時を除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

第16条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第17条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第18条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経る。

(暫定予算)

第19条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第20条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第21条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経る。

2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(臨機の措置)

第23条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経る。

(監事の設置と定数)

第24条 当法人は監事を置く。

2 当法人の監事は1名とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが出来る。

第8章 付 則

(監事の任期)

第26条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として、選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(設立時の理事 松井 京子、照井 寿子

設立時の代表理事 若菜 多摩英

等)

第27条 当法人の設立時の理事、監事、代表理事は次の通りとする。

設立時の理事 松井 京子、照井 寿子

設立時の代表理事 若菜 多摩英

設立時の監事 佐々木 敬尚

(法令の準拠)

第28条 定款に規定の無い事項は、全て一般社団法人並びに一般財団法人に関する法律およびその他法令に従う。

(会費)

第29条 この法人の設立当初の入会金および会費は、次に掲げる額とする。

正会員（個人） 3,000 円

賛助会員（個人） 1,000 円

賛助会員（団体会員） 3,000 円

賛助会員（企業会員） 5,000 円

以上、“一般社団法人 女性と子の未来”設立のため、この定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

平成29年5月29日

一般社団法人 女性と子の未来

設立時社員 若菜 多摩英 印

松井 京子 印

照井 寿子 印